

5月8日(金) 5月補正予算記者会見 発表内容

それでは、令和2年度5月補正予算(案)について説明させていただきます。お手元の横書きの資料、令和2年度5月補正予算(案)の概要をご覧ください。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症」に係る感染拡大の防止に加え、日々の生活に困窮している方や、経済面で大きな打撃を受けている市内事業者の方々に対して緊急的な支援が必要であることから、本市における緊急支援策の「第一弾」となる各施策を盛り込んだ予算を編成いたしました。

まず、予算規模についてですが、令和2年度一般会計補正予算(第1号)の規模は、60億3,659万4千円で、補正後の予算総額は、307億59万4千円となっています。

それでは、各事業についてご説明申し上げます。

はじめに、「感染拡大防止」に係る施策についてであります。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策事業」については、鳴門市内での新型コロナウイルス感染症の発生を阻止することを第一とし、発生段階ごとの適切な対策を講じ、感染拡大を防止することを目的に、マスクや消毒液のほか、次亜塩素酸空間除菌脱臭機(※)等を購入します。

次に、「避難所感染症緊急対策事業」については、県の補助金を活用し、避難所における感染拡大を防止するため、必要となる物資、資機材を整備するものであります。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備については、各幼稚園におけるマスク、空気清浄機などの保健衛生用品を購入するものであります。

なお、保育所など保育施設に配布する衛生用品については、令和元年度からの繰越予算において措置しているところであります。

次に、「生活支援」に係る施策についてであります。

「特別定額給付金給付事業」については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が4月20日に閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために実施するものであり、4月27日に住民基本台帳に記録されている方一人につき10万円を支給する事業であります。

本市といたしましては、市民の皆様にも1日でも早く「特別定額給付金」を支給するために準備作業を進めております。

「特別定額給付金」のオンライン申請方式は、5月1日から受

け付けを開始しており、給付金の支給は、5月15日(金)から給付を開始することとしております。

また、郵送申請方式に必要となる申請書につきましては、12日に発送することといたしておりますので、市民の皆様におかれましては、申請書に必要事項を記載し、必要書類と合わせて返信用封筒に封入して申請いただきますようお願いいたします。

なお、郵送申請による支給開始は、5月下旬となる予定であります。

次に「住居確保給付金」についてであります。

これまで、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は喪失するおそれがある方が対象となっておりますが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大」等の状況を受けて、4月20日からは、「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方」も対象に

含められたことから、今回の補正予算において増額補正を行う
ものであります。

次に、「子育て世帯への臨時特別給付金」についてでありま
す。児童手当の受給世帯に対して、その対象児童一人当たり1
万円を6月定期払いに上乗せして支給することといたします。

次に、本市独自の施策と致しまして、「ひとり親世帯への臨時
特別給付金」を支給いたします。

対象は、令和2年5月分の児童扶養手当の支給を受ける世
帯に対し、対象児童一人当たり2万円を5月末には支給したい
と考えております。

次に、「放課後児童クラブの利用料免除」についてでありま
す。

小学校の休業期間が再延長となったことから、放課後児童ク

クラブ職員の負担軽減や児童の感染リスクを低下させるため、できる限り児童クラブの利用を控え、家庭での保育を促す必要があることから、5月以降の小学校休業期間において、半月以上児童クラブを利用しなかった児童の利用料を免除いたします。

次に、準要保護世帯に対する学校休業期間中の昼食費支給であります。

本来であれば、学校給食の実費が支給されるはずである準要保護世帯に対して、学校休業期間中の昼食費支援として一人当たり、1万円を支給し、準要保護世帯の経済的支援を図ることといたします。

次に、就学援助制度の拡充についてであります。

本市においては、就学援助世帯の認定基準を世帯全員の所得額が生活保護基準と相当の需要額の1.2倍未満としておりましたが、1.3倍未満に拡充することといたします。

次に、「地域経済対策」に係る施策についてであります。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業等に対し、事業継続のために行う設備導入や売上の確保等につながる取組みを応援するため、「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金」を創設します。

具体的には、中小企業等が事業継続のために行う新規事業、拡充事業や事業転換等に要する費用を補助するほか、小規模企業者が新型コロナウイルス感染症対策としてマスクや消毒液、飛沫感染防止フィルム等の購入に要する費用を補助致します。

次に、「がんばれ鳴門の飲食店応援事業」といたしまして、市内飲食店を対象として、テークアウト等の情報収集、発信、利用促進を図ることといたします。具体的には、同事業に参加する飲食店を対象に、利用店舗ごとにスタンプを押印し、スタンプが溜まったカードについて割引を行い、割引分については、市が

負担をするスタンプラリーを実施いたします。

最後に、「鳴門市新型コロナウイルス感染症対策基金」についてであります。

基金を設置する目的といたしましては、これまでに本市において確認している市民生活や地域経済における困難な状況に加え、今後見込まれる様々な状況の変化や諸課題に対して必要な財源を確保し、適時的確な事業を実施するために「鳴門市新型コロナウイルス感染症対策基金」を創設することといたします。

基金については、今回の補正予算において実施することといたしました事業以外の財源として2億円を積み立てることとし、その財源といたしましては、「モーターボート競走事業会計」と「財政調整基金」からそれぞれ1億円を繰り入れて積み立ていたします。

以上が今回の補正予算の主な事業の概要であります。が、「新型コロナウイルス感染症」による影響については、依然として、先の見通しが立たない状況にあります。

本市といたしましては、今回の補正予算については、今、取り組まなければならない課題に対応する事業について計上させていただいており、「新型コロナウイルス感染症」への対応は、中長期にわたるものとの認識で取り組んでおります。

今後においても、V字回復フェーズに向けて、積極的に取り組んでまいります。

以上で、令和2年度5月補正予算(案)についての説明を終えさせていただきます。

(※) 「次亜塩素酸空間除菌脱臭機」の購入については、人体への安全性等が確認でき次第、再度検討いたします。